

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：市民生活部市民課 No.001

処 分 名	住居番号の変更等の申出
処 分 の 概 要	住居番号の変更等の申出
根拠条例等・条項	春日部市住居表示に関する条例第3条第2項
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出者が春日部市住居表示に関する条例第3条第1項または第2項に定められた者であるか</li> <li>・ 住居番号の付定、又は変更、若しくは廃止する必要があるか</li> </ul> <p>手続き手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例で定められた者からの申し出がある              （春日部市住居表示に関する条例施行規則第4条規定の「住居番号付定・変更・廃止申出書（様式第2号）」による届け出）              また、同一住居番号の変更の申し出の場合は春日部市住居表示に関する事務取扱基準第3条により、申出条件として別紙の誓約書が必要となる</li> <li>2 現在の住居表示の付定状況の確認をする</li> <li>3 住居番号の付定、又は変更、若しくは廃止する必要がある場合は措置を講ずる</li> <li>4 3の措置を講じた場合は関係人に通知する              （春日部市住居表示に関する条例施行規則第5条第1項規定の「住居番号付定・変更・廃止通知書（様式第3号）」による）</li> </ol> <p>※住居番号の付定、又は変更、若しくは廃止する必要があると決定したときは春日部市住居表示に関する条例施行規則第5条第2項規定の「住居番号付定・変更・廃止不承認通知書（様式第4号）」による</p>
標準処理期間	概ね5日（関係人との調整によって延長することもあり）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階市民課窓口
備 考	

**根拠条例及び  
関係条例等の抜粋**

■春日部市住居表示に関する条例

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するような必要が生じたときは、市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

■春日部市住居表示に関する事務取扱基準

(同一住居番号の変更の申出条件)

第3条 条例第3条第2項及び第3項並びに規則第4条による申出において、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該数棟の建物に同一住居番号が付定され、生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、同一住居番号の変更の申出条件として、同一住居番号が付定された建物その他の工作物の所有者全員の署名によって規則様式第2号により申出ができるものとする。

■春日部市住居表示に関する条例施行規則

(住居番号の変更等の申出)

第4条 条例第3条第2項の規定による申出は、住居番号付定・変更・廃止申出書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の通知)

第5条 条例第2条及び第3条第4項に規定する通知は、街区符号及び住居番号付定・変更・廃止通知書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第3条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による申出、同条第3項の規定による関係行政機関の長等からの通知があった場合、実態調査を行った結果において住居番号を付定、変更又は廃止する必要がないと決定したときは、市長は、当該届出人又は申出人及び関係行政機関の長等に、住居番号付定・変更・廃止不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。